

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成20年12月15日	826,450円		平成19年12月21日、 小学校で、担任の教諭が、 相手方との触れ合いにおいて自分の背中を滑らせ床に 下ろそうとした際、勢い余って相手方の顔が床に打ち付けられ、上前歯1本の3分の1を欠損する傷害を負わせた。